

## 東山行政区 区費の徴収についての内規

この内規は、東山行政区運営規約実施細則第 6 条第 1 項第 4 号の規定のに基づき、区費の徴収について、次のとおり定める。

- 1 区費の徴収は、原則、4 月、7 月、10 月及び 1 月の年 4 回とする。  
ただし、企業区費の徴収は、2 月の年 1 回とする。
- 2 区費の基準は、毎年度 4 月 1 日現在とする。
- 3 年度途中で東山行政区に転入した世帯（企業を含む）については、転入した翌月から区費を徴収することとし、直近の上記 1 の徴収月に徴収する。
- 4 年度途中で東山行政区から転出した世帯（企業を含む）については、転出する月分まで区費を徴収することとし、前納額がある場合は返納する。ただし、日割精算は、しないものとする。
- 5 徴収月の内訳は、次のとおりとし、3 か月分を 1 期分とする。
  - (1) 第 1 期分 4 月徴収＝4・5・6 月分
  - (2) 第 2 期分 7 月徴収＝7・8・9 月分
  - (3) 第 3 期分 10 月徴収＝10・11・12 月分
  - (4) 第 4 期分 1 月徴収＝1・2・3 月分
- 6 区民は、次のいずれかの納入方法を、選択できるものとする。
  - (1) 年間分の納入
  - (2) 年 2 回の納入（この場合は、4 月と 10 月にする）
  - (3) 年 4 回の納入
  - (4) 納入方法の選択は、原則、4 月徴収の時とする。
- 7 区費の集金は、各組長とする。  
ただし、企業区費は、区長及び区長代理（会計専任）が集金する。
- 8 区長代理（会計専任）は、納入月の前月の区役員会において、各組長に徴収依頼する。
- 9 各組長は、徴収月の月末までに集金する。
- 10 共同住宅（借家）については、次の取扱いとする。
  - (1) 区長及び区長代理（会計専任）は、共同住宅（借家）の建築中から管理会社及び家主と、区費の徴収について協議し、決定する。
  - (2) 次のいずれかを、選択するものとする。
    - ア 管理会社が、毎月、年 4 回または年間一括、区指定の金融機関に振込むこと。
    - イ 家主が、毎月または、年 4 回、区指定の金融機関に振込むこと。
    - ウ 入居世帯が、個々に組長に手渡すこと。
- 11 その他、必要な事項は、区三役が別に定める。

### 附則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定）